

手 数 料 表

(一般登録型の例示)

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円
	手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50%を上限とする額。 (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50%を上限とする額。 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50%を上限とする額。 手数料負担者は 求人者 とします。
* 上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 13-ユ-313504

事業所の名称及び所在地 一般財団法人 海外産業人材育成協会
東京都足立区千住東 1 丁目 30-1

手 数 料 表

(サーチ／スカウト型の例示)

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円
	手数料負担者は 求人者 とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 50,000 円 (%) 活動 1 日あたり 20,000 円 (%) (または、活動 1 時間あたり 円 (％)) それぞれ、上記を上限とする額。 成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50%を上限とする額。 (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50%を上限とする額。 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税が含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 13-ユ-313504

事業所の名称及び所在地 一般財団法人 海外産業人材育成協会
東京都足立区千住東 1 丁目 30-1

手 数 料 表
(再就職支援型の例示)

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	着手金 <u>50,000 円 (%)</u> 相談・助言終了時 <u>50,000 円 (%)</u> 成功報酬 <u>50,000 円 (%)</u> <u>それぞれ、上記を上限とする額。</u> 手数料負担者は 関係雇用主 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>50%を上限とする額。</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>50%を上限とする額。</u> 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税が含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 13-ユ-313504

事業所の名称及び所在地 一般財団法人 海外産業人材育成協会
東京都足立区千住東 1 丁目 30-1

返戻金制度

当協会の紹介により求人者に採用された求職者が、明らかに本人の責による解雇又は自己都合により入社後3か月以内に退職した場合、受領した紹介手数料を下記の比率により求人者に返金するものとします。

- | | |
|-------------------------------|------|
| (1) 求職者が入社後1か月以内に退職した場合 | 80% |
| (2) 求職者が入社後1か月を超え2か月以内に退職した場合 | 50% |
| (3) 求職者が入社後2か月を超え3か月以内に退職した場合 | 25% |
| (4) 求職者が入社後 3 か月を超えて就業した場合 | 返金なし |